

## 木造住宅の除却費補助制度が始まります

町では、昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅または危険ブロック塀を対象に、耐震化・減災化のための補助制度を実施しています。令和5年度より、木造住宅の除却費補助が新しく制度に加わります。いずれの制度も年度ごとに申込数が限られていますので、お早めにご相談ください。

### ○木造住宅の除却費補助制度

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の除却工事費を補助します。  
補助額：対象経費の23%、上限20万円

空家の場合は  
こちら

### ○空家解体費補助制度

倒壊などのおそれのある空家の解体費を補助します。町の現地調査により、不良住宅と判定された住宅が対象です。  
補助額：対象経費の3分の2、上限20万円

既存の制度は次のとおりです。

### ○無料木造住宅耐震診断

町から耐震診断員を無料で派遣して、耐震診断を行います。後日、耐震診断員が診断結果と一般的な補強のアドバイスをお示しします。

### ○耐震改修費補助

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の耐震改修工事費を補助します。  
補助額：対象経費の80%、上限100万円

### ○段階的耐震改修費補助

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の耐震改修工事を二段階に分けて行う場合の費用を補助します。  
補助額：一段階目の上限60万円、二段階目の上限30万円

### ○耐震シェルター整備費補助制度

耐震診断を受け、判定値が基準未満だった住宅の耐震シェルターの整備費を補助します。災害時の避難弱者（高齢者・障がい者）が居住する住宅が対象です。  
補助額：上限30万円

### ○ブロック塀等撤去費補助制度

倒壊のおそれのあるブロック塀を撤去する費用を補助します。一団の土地内の、道路や公共施設に面するすべてのブロック塀を撤去する場合は対象です。  
補助額：次の①②のいずれか少ないほう、上限10万円 ①対象経費の2分の1 ②撤去する塀の長さ(m)×1万円の2分の1

▶問合せ・申込 まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎28・0944

## 広報のレイアウトが変わります

「広報とよやま」5月号より開始する有料広告の掲載に伴い、広報紙のレイアウトが変更します。

### 変更後のレイアウト

- ▶ 情報コーナーの下段と裏表紙に広告が掲載されます
- ▶ 特集2ページ分がフルカラーになります

#### 情報コーナー



#### 裏表紙



カレンダーは、  
最終ページに掲載



※広告の募集状況によっては、広告が掲載されない場合もあります。

▶問合せ・申込 企画課企画・広報グループ ☎28・0913